

佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、佐賀県のもつ自然、文化、食といった観光資源を活かしたサイクルツーリズムを通じて、オープンエア佐賀をより一層発信し、県内の観光振興を促進するため、サイクルツーリズムを実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、令和6年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象となる事業者)

第2条 この要綱において、補助対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内の地方公共団体
- (2) 県内各観光協会等
- (3) 佐賀県内に本社・本店を有する中小企業
- (4) 佐賀県内に所在する公益法人および特定非営利活動法人

2 補助事業者が前条（2）～（4）の場合、次に掲げる要件を全て満たしている者。

(1) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前号のアからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人でないこと。

(3) 県税の未納がないこと。

(交付の対象事業区分、対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象事業区分、対象経費及びこれに対する補助金額は、別表1のとおりとする。ただし、交付決定前に発生した経費は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 要綱第2条の(2)～(4)に該当する補助事業者が申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れにかかる消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかである場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)に基づき、県内企業と契約するように努めること。なお、ローカル発注の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書を受理した時にはこれを審査し、適当と認めた時は当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第7条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第8条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助事業の遂行が当初の計画通り行われていない場合
- (3) この要綱及び規則に違反した場合
- (4) 不正な申請をした場合
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき
- (6) 補助事業者について第2条2項に該当すると判明したとき

2 知事は前項により取消の決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知する。

3 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条1項に規定する実績報告書は様式第3号の1のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月10日のいずれか早い日とする。

3 実績報告書の提出部数は1部とする。

4 第4条4項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明

らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 5 第4条4項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に置いて、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第3号の2）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の交付）

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条1項に規定する補助金交付請求書（様式第4号の1）を知事に提出しなければならない。
- 2 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払で交付することができる。（様式第4号の2）

（財産処分の制限）

- 第13条 補助事業者は、交付対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、様式第5号に定める取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。また、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める耐用年数を経過するまでの間に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

附 則

- 1 この要綱は令和3年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は令和4年4月28日から施行する。
- 3 この要綱は令和5年5月2日から施行する。
- 4 この要綱は令和6年5月17日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	対 象 経 費	補助金額
1. サイクリスト受入環境整備事業	<p>サイクルツーリズムを実施するため、以下の自転車の購入及び宿泊施設等におけるサイクリスト受入環境整備に要した経費のうち、委託料、需用費、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。</p> <p>同一事業者の申請は過年度含めて3回までとする。</p> <p>なお、申請に当たっては、2. 旅行商品造成事業を合わせて申請することを要する。</p> <p>以下は、参考例である。</p> <p>(1) クロスバイク</p> <p>(2) ロードバイク</p> <p>(3) e-bike（電動アシスト付きスポーツバイク）</p> <p>(4) ミニベロ</p> <p>(5) その他サイクルツーリズムに適した自転車及びアクセサリ</p> <p>(6) サイクリストを受け入れる環境を整えるための備品等（室内サイクルラック、自転車カバー等）</p> <p>(7) 自転車の貸出・メンテナンスに係る運営を外部に委託する場合の委託費（初年度のみ）</p>	60万円又は、補助に要した経費に2/3を乗じて得た額のいずれか低い方
2. 旅行商品造成事業	<p>サイクルツーリズムにより地域の観光振興を図ることを目的に、以下の商品造成、販売促進に要した経費のうち、委託料、報償費、需用費（直接関係のある消耗品、広報・印刷経費）、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。</p> <p>なお、サイクルツーリズムによる観光振興を促進するため、地域での消費、明確な販路の創出を目的としていることから、単なるレンタサイクルの利用を主たる目的とするもの（例として、ルート策定、マップ作成のみの事業など）は含まない。</p> <p>また、既にある旅行商品を改善し、又は販路拡大のための情報発信等（デジタルマーケティング等を活用し、ターゲットに届く手法であること）に要する経費も対象とする。</p> <p>なお、旅行商品は、専門的なアドバイス等により造成すること。</p> <p>以下は、参考例である。</p>	90万円又は、補助に要した経費の2/3を乗じて得た額のいずれか低い方

	<p>(1) 自転車ガイドツアー</p> <p>(2) レンタサイクルに商品券等を追加したセット商品</p> <p>(3) 宿泊や日帰り（食）と自転車がセットになった旅行商品</p> <p>(4) その他知事が認めるもの</p> <p>※旅行商品を造成の際には、旅行業法を遵守すること。造成しようとする旅行商品に運送や宿泊のサービスが含まれる場合には、申請書に旅行業法の許可を得ていることが証明できる資料（登録通知の写し等）を添付すること。</p>	
3. サイクルツーリズムイベント事業	<p>イベントを通じて地域のサイクルツーリズムを県内外に発信することを目的に、イベント開催に要した経費のうち、委託料、報償費、需用費（直接関係のある消耗品、広報・印刷経費）、使用料、賃借料、その他知事が認める経費。</p> <p>同様のイベントに対する補助は1回限りとする。</p> <p>なお、単発（単年度限り）のイベントではなく、継続的な事業の促進のために実施することを要する。</p>	100万円又は、補助に要した経費の2/3を乗じて得た額のいずれか低い方

別表2（第5条第一項第3号関係）

経費区分	ローカル発注の対象経費
事業費	委託料、報償費、需用費、使用料、賃借料

様式第1号

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金として金 円を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 サイクルツーリズム事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）

別紙1（様式第1号）

サイクルツーリズム事業計画書

実 施 主 体	
申 請 者	
事 業 名	
事業目的及び 事業概要	（取組予定の事業内容について、背景や目的を踏まえて具体的に記載してください。また、事業に対する中長期的な展望についても記載してください。）
ターゲット	（想定している年代や客層、エリアや国籍など記載してください）
連携事業者及び連 携内容	（事業実施にあたり連携予定の事業者及び連携内容を記載してください。）
1	サイクリスト受入環境整備事業（内容）
	①導入バイク等 （導入バイクの種類、台数）
	② 受入環境 整備 （環境整備の内容）

旅行商品造成事業（内容）	
①実施場所	(〇〇市〇〇エリア)
②具体的な取組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください)
③販路の確保	(旅行商品販売の具体的な方法を記載してください)
④事業の継続のための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください)

サイクルツーリズムイベント事業（内容）	
① 実施場所	(〇〇市〇〇エリア)
② 具体的な取組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください)
③ 募集方法	(イベントの周知や集客方法について具体的に記載してください)
④ 事業継続のための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください)

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け観第 号により補助金交付決定の通知があった令和年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金について、下記のとおり、事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由書（任意様式）
- 2 サイクルツーリズム変更事業計画書（別紙1）
- 3 収支予算書（別紙2）

（注） 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

別紙1 (様式第2号)

サイクルツーリズム変更事業計画書

実 施 主 体	
申 請 者	
事 業 名	
事業目的及び 事業概要	(取組予定の事業内容について、背景や目的を踏まえて具体的に記載してください。また、事業に対する中長期的な展望についても記載してください。) (変更前) (変更後)
ターゲット	(想定している年代や客層、エリアや国籍など記載してください) (変更前) (変更後)
連携事業者及び 連携内容	(事業実施にあたり連携予定の事業者及び連携内容を記載してください。) (変更前) (変更後)

サイクリスト受入環境整備事業（内容）	
1	①導入バイク等 (導入バイクの種類、台数) (変更前) (変更後)
	② 受入環境整備 (環境整備の内容) (変更前) (変更後)
旅行商品造成事業（内容）	
2	① 実施場所 (〇〇市〇〇エリア) (変更前) (変更後)
	② 具体的な取組内容 (補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください) (変更前) (変更後)
	③ 販路の確保 (旅行商品販売の具体的な方法を記載してください) (変更前)

		(変更後)
	④ 事業の継続 のための取 組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください) (変更前) (変更後)
3	サイクルツーリズムイベント事業 (内容)	
	① 実施場所	(〇〇市〇〇エリア) (変更前) (変更後)
	② 具体的な取 組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください) (変更前) (変更後)
	③ 募集方法	(イベントの周知や集客方法について具体的に記載してください) (変更前) (変更後)

	④ 事業継続の ための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください) (変更前) (変更後)

様式第3号の1

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け観第 号で補助金交付決定の通知があった
令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金について、下記のと
おり事業を実施したので佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県サイクルツーリズ
ム推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 サイクルツーリズム事業報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）

別紙1（様式第3号の1）

サイクルツーリズム事業報告書

実 施 主 体	
申 請 者	
事 業 名	
事業目的及び 事業概要	（取組予定の事業内容について、背景や目的を踏まえて具体的に記載してください。また、事業に対する中長期的な展望についても記載してください。）
ターゲット	（想定している年代や客層、エリアや国籍など記載してください）
連携事業者及び連 携内容	（事業実施にあたり連携予定の事業者及び連携内容を記載してください。）
1	サイクルリスト受入環境整備事業（実績）
	①導入バイク等 （導入バイクの種類、台数）
	② 受入環境 整備 （環境整備の内容）

旅行商品造成事業（実績）	
① 実施場所	(〇〇市〇〇エリア)
② 具体的な取組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください)
③ 販路の確保	(旅行商品販売の具体的な方法を記載してください)
④ 事業の継続のための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください)

3	サイクルツーリズムイベント事業（実績）	
	①実施場所	(〇〇市〇〇エリア)
	② 具体的な取組内容	(補助事業を活用して取り組みたい事業内容について具体的に記載してください)
	③ 募集方法	(イベントの周知や集客方法について具体的に記載してください)
	④ 事業継続のための取組	(事業を継続的に取り組むため、どのような工夫をしていきたいか記載してください)

様式第 3 号の 2

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

○年○月○日付け観第○号で額の確定通知があった佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定したので、佐賀県サイクルツーリズム事業費補助金交付要綱第 4 条 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2	補助金の確定時における消費税及び消費地方税に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
3	消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
4	補助金返還相当額（3－2）	円

- (注) 1 別紙として積算内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第4号の1

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け観第 号で額の確定通知があった令和
年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金として、下記金額を交付され
るよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助
金交付要綱の規定により請求いたします。

記

請 求 金 額 金 円

【振込先】

金融機関名	
店名	
預金種別 (○で囲む)	1：普通預金（総合口座を含む） 2：当座預金 3：納税準備預金
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

振替口座通帳の口座名義人（カナ）が表記されているページ（表紙裏面等）を
ご確認の上、ご記入ください。

様式第4号の2

第 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金概算交付請求書

令和 年 月 日付け観第 号で交付決定の通知があった令和
年度佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金のうち、下記金額を交付され
るよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助
金交付要綱の規定により請求いたします。

記

請 求 金 額	金	円
内 訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

【概算払いを希望する理由】

※次頁の口座情報の記載もお願いします。

【振込先】

金融機関名	
店名	
預金種別 (○で囲む)	1 : 普通預金 (総合口座を含む) 2 : 当座預金 3 : 納税準備預金
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

振替口座通帳の口座名義人(カナ)が表記されているページ(表紙裏面等)をご確認の上、ご記入ください。

(注意1) 概算払の場合の様式である。

(注意2) 別紙「請求額計算書」をあわせて添付すること。

別紙（様式第4号の2）

請求額計算書

区分	総事業費 (円)	負担区分		交付決定額	交付済額	今回請求額	残額
		県補助金 (円)	その他 (円)	(円) ①	(円) ②	(円) ③	(円) ① - (② + ③)

様式第5号（第13条関係）

申請者 住 所
氏 名

作成日： 年 月 日

佐賀県サイクルツーリズム推進事業費補助金取得財産等管理台帳

区分	財産名 (取得年月日)	型式等	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所

(記載注意事項)

- 1 記載の対象となる取得財産等は、取得又は効用の増加価格が、一点につき 50 万円以上のものとする。
- 2 数量は、同一型式等であれば一括して記載して差支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。